

頁	正	誤
143	<p>「解答 94」の一部を修正する。</p> <p>解答 94 289,500 円</p> <p>1 期限後特例申告書に対する加算税の計算 (省略)</p> <p>2 期限後特例申告書の提出後にされた修正申告に対する加算税額の計算 (省略)</p> <p>□ 加重分の無申告加算税額</p> <p>期限後特例申告書の提出により追加納付すべき基準額(50万円)を超えた関税額に対して課される加重加算税率(5%)は、本問題においては、上記1に記述したように、関税法第12条の3第5項の規定により賦課されないこととなっている。<u>しかし、本件修正申告は、税関による調査通知を受けた後に提出されたものであるため、上記イの無申告加算税の対象となるほか、関税法第12条の3第2項の加重加算税の対象にもなり得るので、この要件に合致するか否かを検討する必要がある。この場合、第2項に規定する累積納付税額には、関税法第12条の3第5項の規定の適用がある期限後特例申告書又は修正申告書の提出に基づいて納付すべき税額は算入されないこととされているので、加重分の無申告加算税額の計算は次のとおりとなる。</u></p> <p><u>$650,000 \text{ 円} - \text{基準額の} 500,000 \text{ 円} = 150,000 \text{ 円}$</u></p> <p><u>$150,000 \text{ 円} \times 5\% = 7,500 \text{ 円} \dots \textcircled{3}$</u></p> <p>ハ 上記加算税額の合計</p> <p><u>$\textcircled{2} + \textcircled{3} = 72,500 \text{ 円} \dots \textcircled{4}$</u></p> <p>3 期限後特例申告とそれに続く修正申告に対する無申告加算税の合計</p> <p><u>$\textcircled{1} + \textcircled{4} = 217,000 \text{ 円} + 72,500 \text{ 円} = 289,500 \text{ 円}$</u></p> <p>根拠規定：関法第12条の3第1項かっこ書、第2項、第5項</p>	<p>解答 94 314,500 円</p> <p>1 期限後特例申告書に対する加算税の計算 (省略)</p> <p>2 期限後特例申告書の提出後にされた修正申告に対する加算税額の計算 (省略)</p> <p>□ 加重分の無申告加算税額</p> <p><u>$650,000 \text{ 円} \times 5\% = 32,500 \text{ 円} \dots \textcircled{3}$</u></p> <p>期限後特例申告書の提出により追加納付すべき基準額(50万円)を超えた関税額に対して課される加重加算税率(5%)は、本問題においては、上記1に記述したように、関税法第12条の3第5項の規定により賦課されないこととなっている<u>ものの、本件修正申告は、税関による調査通知を受けた後に提出されたものであるため、この修正申告税額全額に対して5%の加重無申告加算税が賦課される。</u></p> <p>ハ 上記加算税額の合計</p> <p><u>$\textcircled{2} + \textcircled{3} = 97,500 \text{ 円} \dots \textcircled{4}$</u></p> <p>3 期限後特例申告とそれに続く修正申告に対する無申告加算税の合計</p> <p><u>$\textcircled{1} + \textcircled{4} = 217,000 \text{ 円} + 97,500 \text{ 円} = 314,500 \text{ 円}$</u></p> <p>根拠規定：関法第12条の3第1項かっこ書、第2項、第5項</p>